

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府 省 庁 名 金 融 庁

| | |
|-------------|---|
| No | 7 |
| 対象税目 | <u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） |
| 要望項目名 | 上場株式等の軽減税率の延長 |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成23年末に、上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率10%（国税7%、地方税3%）が廃止され、20%（国税15%、地方税5%）の本則税率となる予定。 ・特例措置の内容 上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る現行の軽減税率10%（国税7%、地方税3%）を延長すること。 |
| 関係条文 | 地方税法71条の28、71条の49、地方税法附則（平成20年）3条5、6項 租税特別措置法9条の3、37条の10、平成20年改正法附則32条、33条、43条2項 |
| 減収見込額 | （初年度） — （▲25,200） （平年度） — （▲25,200） （単位：百万円） |
| 要望理由 | <p>（1）政策目的 経済の持続的な成長を支える資金の供給促進を図る観点から、必要な税制上の措置を講じ、活力のある市場を構築する。</p> <p>（2）施策の必要性 現下の経済金融情勢、配当の二重課税問題等に鑑みれば、経済の持続的な成長を支える資金の供給促進に係る政策的要請は引き続き大きく、投資しやすい税制を構築する必要がある。</p> |
| 本要望に対応する縮減案 | なし |
| ページ | 7—1 |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること |
| | 政策の達成目標 | 活力のある市場の構築 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 今後の経済金融情勢等を踏まえつつ検討 |
| | 同上の期間中の達成目標 | (「政策の達成目標」と同じ) |
| | 政策目標の達成状況 | 該当せず |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 4,479万人(平成21年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 要望の措置は、経済の持続的な成長を支える資金の供給促進に資するため、活力のある市場の構築に有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | 要望の措置は、個人投資家の税負担の軽減を通じて投資を促進し、経済の持続的な成長を支える資金の供給促進に資するため、妥当である。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>個人株主数の延べ人数 減収額（推計）</p> <p>平成 21 年度 4,479 万人 (—)</p> <p>平成 20 年度 4,482 万人 371 億円</p> <p>平成 19 年度 4,291 万人 873 億円</p> <p>平成 18 年度 4,232 万人 747 億円</p> <p>平成 17 年度 4,082 万人 523 億円</p> <p>東京証券取引所等「平成 18～21 年度株式分布状況調査」 減収額は、総務省自治税務局「平成 22 年度 地方税に関する参考計数資料」からの推計</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>特定口座数は 977 万口座（対前年度末比+10.1%）となるなど、個人投資家の証券市場への参加拡大に一定の効果。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>（リーマンショック後の経済対策として導入されたため、達成目標は設定されていない）</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>該当せず</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度改正 上場株式等の譲渡益及び配当、公募株式投資信託の収益分配金等に係る軽減税率国税 10%（国税 7%、地方税 3%）の適用 ・平成 16 年度改正 公募株式投資信託の譲渡益に係る軽減税率 10%（国税 7%、地方税 3%）の適用 ・平成 19 年度改正 軽減税率の延長（1 年間） ・平成 20 年度改正 軽減税率の延長を認めず [21 年以降は 20%（国税 15%、地方税 5%）] （注）少額の譲渡益（500 万円以下）・少額の配当（100 万円以下）については、10%（国税 7%、地方税 3%）を適用（平成 22 年末まで） ・平成 21 年度改正 軽減税率の延長（3 年間）（注）当初要望せず。リーマンショック後の経済対策により延長決定 |
| <p>ページ</p> | <p>7—3</p> |